

処 分 基 準

B - e - 13

令和元年10月1日作成

| |
|--|
| 法 令 名： 道路交通法 |
| 根 拠 条 項： 第 90 条第 5 項 |
| 処 分 の 概 要： 運転免許の取消し、効力の停止 |
| 原権者(委任先)： 愛知県公安委員会（免許の効力の停止については、愛知県警察本部長） |
| 法 令 の 定 め： 道路交通法第 90 条第 1 項（免許の拒否等）第 4 号から第 6 号まで 道路交通法施行令第 33 条の 2 第 1 項、第 3 項及び第 4 項（免許の拒否又は保留の基準等）、第 33 条の 3（免許を与えた後における免許の取消し又は停止の基準） |
| 処 分 基 準： 運転免許を与えた後における運転免許の取消しは、法令の定めを基準としつつ、別紙に従い処分の軽減を行う。効力の停止の基準は別紙のとおり。 |
| 問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部運転免許課運転者管理室（拒否・保留） 電話（052）951-1611 内線 781-245、246 |
| 備 考： |